

改正省エネ法、省エネ補助金、 任意開示制度について

2023年5月 資源エネルギー庁省エネルギー課

<目次>

1. 改正省工 法

2. 省工ネ補助金等

3. 任意開示制度

4. 関連リンク

改正省エネ法の概要

1. エネルギーの使用の合理化の対象範囲を拡大

▶ 省エネ法の「エネルギー」の定義を拡大し、非化石エネルギーを含む全てのエネルギーの使用の合理化を 求める枠組みに見直す。

2. 非化石エネルギーへの転換に関する措置

▶ 大規模需要家に対し、非化石エネルギーへの転換の目標に関する中長期計画の作成及び 非化石エネルギー使用状況等の定期の報告を求める。

3. 電気の需要の最適化に関する措置

- ▶ 大規模需要家に対し、電気の需給状況に応じた「上げDR」・「下げDR」の実績報告を義務化し、 再エネ出力抑制時への需要シフトや需給逼迫時の需要減少を促す。
- ▶ 電気消費機器(トップランナー機器)への電気需要最適化に係る性能の向上の努力義務(現行の需要 平準化に資する性能の向上の見直し)
- → これらを踏まえ、

法律名を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に見直し。 (2022年5月13日 第208回通常国会で成立)

⇒ 2023年4月1日 施行

4月1日施行後の主な留意点(直近で対応が必要なこと)

- 1. 非化石エネルギーへの転換に関する目標の設定【中長期計画書】
 - ▶ 提出〆切り: 2023年6月末日(荷主)、7月末日(工場)
 - ※2023年度は改正省エネ法の様式で報告する初年度のため、エネルギーの使用の合理化に 関する部分も含めて提出必須となります。
- 2. 4月1日以降の非化石エネルギーの使用状況やDRの実施日数の記録【定期報告】
 - ▶ 非化石燃料や非化石電気などエネルギーの種類の追加や細分化
 - > エネルギーの熱量換算係数の変更
 - ➤ 新たにDRを実施した日数の報告が必要
 - ※改正法に基づく報告は、2023年度の実績(2024年度に報告)から。
 - ※ただし、ベンチマーク制度や機器トップランナー制度のエネルギーカウントは従来どおり。
 - ⇒ 詳細は、「省エネ法の手引き」「中長期計画書・定期報告書の記入要領」を参照。

エネルギーの使用の合理化

- 改正省エネ法では、**非化石エネルギーも含めたエネルギー全体の使用の合理化**を図ることが必要。
- 5年度間平均エネルギー消費原単位の算定に当たっては、以下のとおり、経過措置を設ける。

●改正前の省エネ法に基づく数値は()内に、改正後の省エネ法に基づく値は()外に記載する。

■ **2024 年度定期報告** (2023 年度実績)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022 年度	2023 年度	5年度間平均 原単位変化
エネルギー消費原単位	(95.92)	(94.96)	(92.97)	(91.11)	(91.11) 90	
対前年度比(%)		99.0	97.9	98.0	100.0	98.7

両方の数値を記載

■ 2025 年度定期報告(2024 年度実績)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023 年度	2024 年度	5年度間平均 原単位変化
エネルギー消費原単位	(94.96)	(92.97)	(91.11)	(91.11) 90	88.2	
対前年改正前の省	エネ法に	97.9	98.0	100.0	98.0	98.5
其づく店 は	上个压化	-				

■ 2026 年度定期報告(2025 年度実績)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024 年度	2025 年度	5年度間平均 原単位変化
エネルギー消費原単位	(92.97)	(91.11)	(91.11) 90	88.2	88.2	
対前年度比(%)		98.0	100.0	98.0	100.0	99.0

■ 2027 年度定期報告 (2026 年度実績) 2022 年度 2023 年度 2024 年度 2025 年度 2026 年 基づく原単位変化

 エネルギー消費原単位
 (91.11)
 (91.11)
 90.0
 88.2
 88.2
 87.32

 対前年度比(%)
 100.0
 98.0
 100.0
 99.0
 99.3

(参考) エネルギー換算係数 (化石燃料・熱)

● 改正省エネ法では、化石燃料や熱について、熱量換算係数が変更となる。

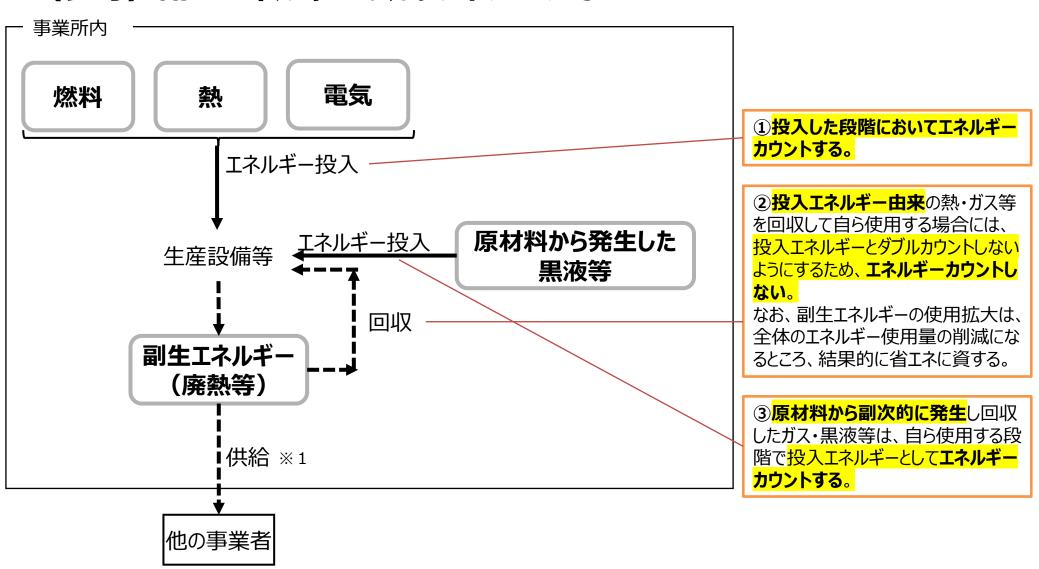
	省エネ法の現行値(2005年度			見直し後の値(2018年度 標	The second secon	変化率
	項目	数値(GJ/計量単位)		項目	数値(GJ/計量単位)	
原油【kl】		38.2	原油【kl】		38.3	0.26%
	コンデンセート【kl】	35.3		コンデンセート【kl】	34.8	-1.42%
揮発油【kl			揮発油【kl]	33.4	-3.47%
ナフサ【kl】		33.6	ナフサ【kl】		33.3	-0.89%
ジェット燃料	以油【kl】	36.7	ジェット燃料	^{抖油【kl】}	36.3	-1.09%
灯油【kl】		36.7	灯油【kl】		36.5	-0.54%
軽油【kl】		37.7	軽油【kl】		38.0 ▮	0.80%
A重油【kl】	-	39.1	A重油【kl】	-	38.9	-0.51%
B·C重油【		41.9	B·C重油		41.8	-0.24%
石油アスフ		40.9	石油アスフ		40.0	-2.20%
石油コーク		29.9	石油コーク		34.1	14.05%
石油ガス	液化石油ガス(LPG)【t】	50.8	石油ガス	液化石油ガス(LPG)【t】	50.1	-1.38%
	石油系炭化水素ガス【千㎡】	44.9		石油系炭化水素ガス【千㎡】	46.1	2.67%
可燃性	液化天然ガス(LNG)【t】	54.6	可燃性	液化天然ガス(LNG)【t】	54.7	0.18%
天然ガス	その他可燃性天然ガス【千㎡】	43.5	天然ガス	その他可燃性天然ガス【千㎡】	38.4	-11.72%
			輸入原料炭【t】		28.7	-1.03%
	原料炭【t】		コークス用		28.9	_
石炭			吹込用原料		28.3	_
	一般炭【t】	25.7	輸入一般		26.1	1.56%
			国産一般		24.2	_
	無煙炭【t】	26.9	輸入無煙		27.8	3.35%
石炭コーク		29.4	石炭コーク		29.0	-1.36%
コールター	·	37.3	コールター		37.3	-0.00%
コークス炉	ガス【千㎡】	21.1	コークス炉		18.4	-12.80%
 高炉ガス【 -	∓m³l	3.41	高炉ガス【・		3.23	-5.28%
				戸ガス【千㎡】	3.45	_
転炉ガス【・	千㎡ 】	8.41	転炉ガス【・	ഽ mႆ]	7.53	-10.46%
産業用蒸気	氣【GJ】	1.02	産業用蒸気	₹(GJ)	1.17	14.71%
産業用以外	外の蒸気【GJ】	1.36	産業用以外	外の蒸気【GJ】	1.19	-12.50%
温水【GJ】		1.36	温水【GJ】		1.19	-12.50%
冷水【GJ】		1.36	冷水【GJ】		1.19	-12.50%

(参考) エネルギー換算係数 (非化石燃料)

● 改正省エネ法では、新たに以下の非化石燃料等についても報告対象となる。

項目	単位発熱量 (MJ/kg)	実測での報告	燃料の例
黒液	13.6(絶乾)	0	黒液
木材	13.2(絶乾)	0	木質チップ、木質ペレット(ホワイトペレット、全木ペレット、バークペレット、ブラックペレット等)、薪、木質ブリケット燃料、オガライト、木炭、ヤシ殻等の森林由来、工場残材由来および建築廃材由来等の木質原料から作られた燃料製品
木質廃材	17.1(絶乾)	0	木くず、おがくず、表皮(バーク)、分枝、パルプ製造時の残滓等の工場において発生する 木質原料を起源とする廃棄物等
バイオエタノール	23.4 (MJ/L)		植物や動物などバイオマス由来の資源から作られ、ガソリンを代替する液体燃料
バイオディーゼル	35.6 (MJ/L)		廃食用油などバイオマス由来の資源から作られ、軽油を代替する液体燃料
バイオガス	21.2 (MJ/m ³ SATP)		家畜排泄物、生ごみ、食品残渣、下水処理場等から発生するバイオマス由来の資源から作られたガスを回収し、燃料製品としたもの
その他バイオマス	13.2	0	紙くず、古紙粕、パルプ粕、ペーパースラッジ、畳、乾燥有機汚泥(下水汚泥、活性汚泥等)、肉骨粉、油脂ピッチ、脂肪酸ピッチ、食品加工時に発生する再利用できない副生廃棄物(コーヒー粕、バガス等)等の植物や動物などバイオマス由来の資源から作られた主に固体の燃料等で、原料や利用形態が特定できないもの等
RDF	18.0		一般廃棄物、産業廃棄物のうち金属等の不燃分や水分を除去、分離し、可燃物を精製固化し添加物を 加え、発熱量を調整して燃料製品としたもの
RPF	26.9		廃プラスチックや再生利用困難な古紙等を混合、成型し、発熱量を調整して燃料製品としたもの
廃タイヤ	33.2	0	一般廃棄物や産業廃棄物から分別された使用済タイヤを燃料として使用するもの
廃プラスチック	29.3	0	自動車破砕残渣(ASR)等の再生利用しない使用済プラスチック
廃油	40.2 (MJ/L)	0	廃棄物から分別され、焼却処分される油脂及び油脂等に分離処理等を施し燃料製品としたもののうちバイ オマス由来以外のもの
廃棄物ガス	21.2 (MJ/m ³ SATP)		埋立処分場において副生するメタン等の可燃性ガスのうち、バイオマスのみを由来としたガスか否かが明らかでないものを回収し、燃料製品としたもの
混合廃材	17.1	0	布、廃白土、蓄糞たい肥化燃料、含油汚泥、未燃灰、繊維くず等、CPF(フラフ燃料)等のバイオマス由来のみでない固体状の廃材、又は複数の廃材等が混在するもの
水素	142 (MJ/kg)		水素
アンモニア	22.5 (MJ/kg)		アンモニア

(参考) 副生エネルギーのカウントについて



※1 副生エネルギーは、他の事業者に販売したものは自らのエネルギー使用量から差し引くことができる (ただし、熱供給事業者が販売する熱及び電気事業者が販売する電気は副生エネルギーには当たらない。)。 加えて、副生エネルギーのうち、未利用熱を購入した事業者においては、当該熱を自らのエネルギー使用量から 差し引くことができる(未利用熱活用制度)。

非化石エネルギーへの転換

- ●「非化石エネルギーへの転換」に関する措置として、(エネルギー使用合理化の定期報告等の 義務の対象となっている)大規模需要家に対し、非化石エネルギーへの転換に関する中長期計 画(2030年度が目標年)及び定期報告の提出を義務化。
- 国は、必要に応じて、指導・助言を行う。また、非化石エネルギーへの転換状況が著しく不十分である場合、関連する技術の水準等を勘案した上で、勧告や公表を行う。
- 非化石エネルギーへの転換を促すインセンティブとして、優良な事業者の評価や、予算措置等による支援について検討。

①判断基準等を策定
②中長期計画書の提出

経済産業大臣
主務大臣
③定期報告書の提出

④指導及び助言等

特定事業者等

非化石転換の定量目標の目安①:産業分野

- 工場WGの議論を踏まえ、主要5業種*の2030年度の非化石目標の目安について、 次のとおり設定した。
- ※ 鉄鋼業(高炉、電炉普通鋼、電炉特殊鋼)、化学工業(石油化学、ソーダ工業)、セメント製造業、製紙業(洋紙、 板紙)、自動車製造業。本資料において以下同じ。

		燃料の 非化石転換	電気の 非化石転換
セメント製造業		焼成工程(キルン等)における 燃料の非化石比率 28%	
鉄鋼	高炉	粗鋼トンあたり石炭使用量 原単位の削減率 (2013年度比) ▲2%	
	電炉普通鋼		
	電炉特殊鋼	_	
化学	石油化学 ソーダ	【石炭ボイラーを有する場合】 石炭使用量の削減率 (2013年度比)	59% ×
製紙	洋紙 板紙	(2013年度比) ▲ 30%	5576
自動車製造業	<u> </u>	<u>—</u>	

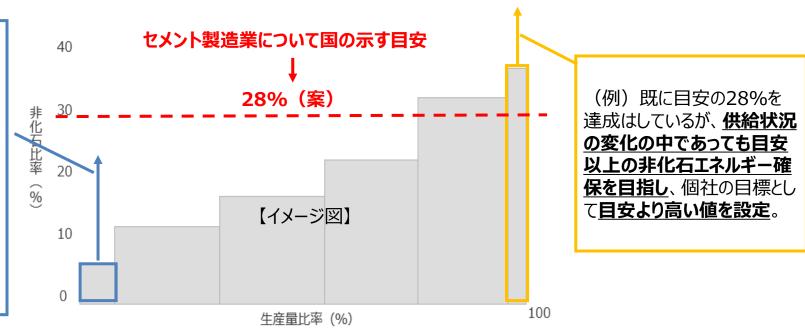
[※] 電気の目安が主である業種(自動車製造業・電炉普通鋼・電炉特殊鋼)については、使用電気全体に占める非化石電気の割合を59%とする。 電気の目安が主でない業種(化学工業・製紙業)については、**外部調達電気**に占める非化石電気の割合を59%とする。

(参考) 国の示す目安と事業者の設定する目標について

- 国は、主要5業種の非化石エネルギー転換に向けて、**2030年度の定量目標についての業種ごとの目安**を示す。
- **各事業者は、目安を踏まえた目標を自らの責任において設定**※し、それに向けた毎年の進捗を報告する。
- ※ 目安の数値を目標として設定することが期待されるが、既に達成している場合、あるいは達成が極めて困難と客観的 に判断できる事情がある場合には、目安と異なる数値を目標として設定することも考えられる。
- **各業界団体**は、目安に向けた業界全体の取組を、業界内での情報共有などを通じ支援することが期待される。
- 国は、**目安も基準としながら総合的に事業者の取組を評価**し、非化石エネルギー転換の状況が著しく不十分であると認められる場合、関連する技術の水準や非化石エネルギーの供給の状況等を勘案した上で、勧告や公表を行う。

【セメント製造業での例】

(例) 工場設備や立地 特性上、バイオマスや廃 プラ等の確保が極めて 困難な場合、目安の 28%より小さい値を設 定。技術開発を行いながら非化石エネルギーの活 用を増やすなど企業努力 の結果、自社で設定した 目標を達成しており、土 分に評価できると言える。



非化石転換の定量目標の目安②:産業・業務分野全体

- 全ての特定事業者が報告等を行う「非化石電気の割合」については、自社敷地内における太陽光パネルの設置等、需要家自らの取組をより広く評価するため、自家発電分も含めた使用電気全体に占める非化石比率に関する目標の設定及びそれに向けた計画・報告を行うこととしてはどうか。
- 全ての特定事業者は、①事業者全体の使用電気(自家発電含む)に占める非化石電気の比率 ②国が定める目安の指標 (目安がある業種のみ) ③事業者全体の非化石比率を向上するために特に有 効な指標 (任意) について、目標の設定及びそれに向けた計画・報告を行う。

【目安設定業種(※)の指標の例】

・自動車製造業: 事業者全体における<u>使用電気</u> 全体の非化石比率

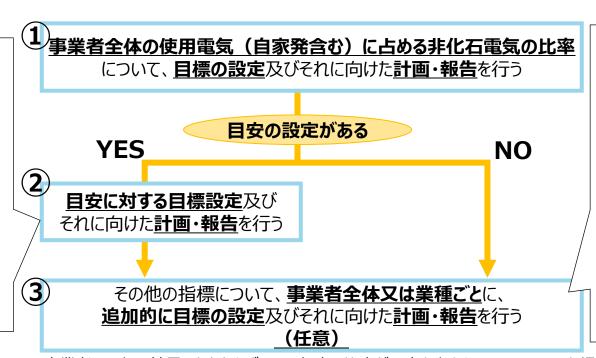
・セメント製造業:

キルン等における燃料の非化石 比率

·高炉製鉄業:

粗鋼トン当たりの石炭使用量 原単位の削減率

·化学工業(石油化学,ソーダ工業): 石炭使用量の削減率



【任意に設定する指標の例】

- ・ 事業者全体のエネルギー 使用に占める非化石比率
- 外部調達電気に占める 非化石比率
- ・ ○○製造工程におけるエネルギーの非化石比率
- ・ <u>給湯用の熱エネルギー</u> 使用に占める非化石比率

(事業者全体の非化石比率を 向上するために特に有効な指標 を設定する。)

(※)なお、電気の非化石比率について、事業者の取組の結果にかかわらず2030年度の比率が目安を大きく下回ることとなった場合、その結果のみをもって「著しく不十分」と評価するのではなく、地域の非化石電源比率が著しく低いことや、太陽光発電施設や非化石証書等の価格高騰など諸般の事情を総合的に考慮した上で判断するものとする。

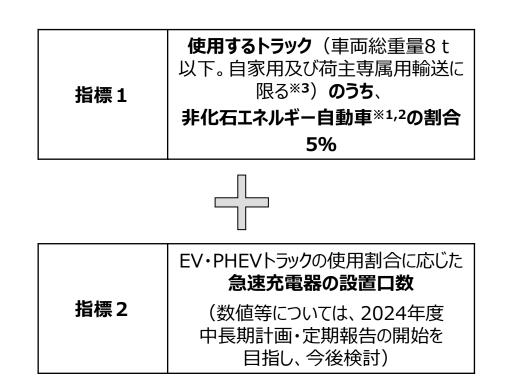
非化石転換の定量目標の目安③:運輸分野

輸送事業者(国交省主管)と荷主(経産省主管)についても、2030年度の非化石転換の定量 目標の目安を設定した。

輸送事業者

トラック (車両総重量 8 t 以下) 【貨物】	保有台数のうち、 非化石エネルギー自動車 ※ ^{1,2} の割合 5%
バス 【旅客】	保有台数のうち、 非化石エネルギー自動車 ※ ^{1,2} の割合 5%
タクシー 【旅客】	保有台数のうち、 非化石エネルギー自動車 * ^{1,2} の割合 8%
鉄道 (電動車) 【貨物·旅客】	使用電気全体に占める非化石電気の割合 59%
航空 【貨物·旅客】	燃料使用量に占めるSAFの使用量の割合 10%

荷主



- ※1 非化石エネルギー自動車とは、EV、PHEV、水素燃料車両(FCVを含む)、専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車
- ※2 HEV (ハイブリッド自動車) は非化石エネルギー自動車と捉えることはできないが、運輸部門の省エネルギーに極めて重要な役割を果たすことから、上記の非化石転換の取組の評価の際に参考事項として考慮する。
- ※3 まずは荷主自らが車両の選択・車両情報の把握が容易な自家用及び荷主専属用輸送を対象とする。

荷主の非化石転換の定量目標の目安

- <u>車両総重量8 t 以下の「荷主専属用輸送及び自家輸送」に係る非化石エネルギー自動車における区分別の使用台数とその割合について、以下の様式で定期報告を求める。</u>
 - Ⅲ 非化石エネルギーへの転換に関する計画
 - 1. 非化石エネルギーへの転換に関する定量的な目標
 - 1-1 非化石エネルギー自動車の使用割合(車両総重量8 + 以下の貨物自動車)

	自家用及び荷主専属用 貨物自動	140.00	
区分	目標年度における 定量目標の目安	目標	
		2030 年度	2030 年度
電気自動車	0		30 台
水素自動車 (燃料電池自動車を含む)	2] /[5台
プラグインハイブリッド自動車	(3)		2 台
専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車	(4)	1 / [1台
非化石エネルギー自動車の合計	(3)=(1)+(2)+ (3)+(4)	…分子	38 台
自家用及び荷主専属用輸送に使用する貨物自 動車の合計	6	…分母	500 台
ハイブリッド目動車 (参考)	Ø	/	15 台
電動車制合 (参考)	(D+2+3+ 7)/6	1/ [10.4%
非化石エネルギー自動車割合	6/6	5.0%	7.6%

1-2 バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車に係る参考情報

燃料の種類 (バイオ燃料又は合成燃料)	混合割合	バイオ燃料又は合成燃 料の使用量の見込み	台数の見込み
パイオディーゼル	100%	2. 0k1	1台
パイオエタノール	10%	2. 0k1	20 台

1-3 その他非化石エネルギー自動車 (車両総重量8 t 以下) への転換に関する事項及び参考情報

・委託先と協議し、全部で30台を委託している貸切便(チャーター便等)において、電動自動車 を10台使用したため、上表③に30台、上表①に10台を算入している。 ・退動便ではあるが、委託先と協議し、○tを運ぶ際に本奏終料費油自動車を1台使用する予定で

・温載便ではあるが、委託先と協議し、○tを運ぶ際に水素燃料電池自動車を1台使用する予定である。なお、この委託先で使用するのは当該車両のみであり、上表⑤に算入するのは1台のみとしている。

・メールを活用して貨物輸送事業者に送付した運送状において、電気自動車での輸送を委託しており、そのメールにおいて発注する予定の台数を上表①に算入している。

現在使用しているハイブリッド自動車10台に加え、2025年までに更に5台を導入する。

1-4 充電設備の設置数 (車両総重量8 t 以下の貨物自動車)

充電設備の設置数	目標	電気自動車、ブラダイン ハイブリッド自動車の	
(単位:口)	2030 年度	台数 (①+③) (単位:台)	
	30 □	32 台	

く考え方>

- 荷主が自ら把握できる可能性のある輸送形態(自家輸送、荷主専属用輸送等)が報告対象。
- → 分母・分子の単位は、「件数」は「台数」に置き換える。
 - 例) 年間8,000件を20台で輸送し、そのうち1台が電気自動車である。 (1台/20台=5%)
 - ※件数で報告する場合、左表の①~⑦は全て 分母・分子の単位は揃える。
- ▶ 「専ら」バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車」は、その 混合割合が過半であるものを指す。一方、「1-2 バイオ 燃料・合成燃料を使用する自動車に係る参考情報」にお いては、すべての混合割合の自動車について記載。
- ▶ 目安は設定していないが、車両総重量8 t 以下の電気自動車、プラグインハイブリット自動車の充電設置口数の目標を設定できる。

(参考) 非化石転換の評価対象となる証書等①

1. 評価される証書等の種類

熱	電気	その他
・非化石熱由来国内クレジット ・非化石熱由来オフセット・クレジット ・認証済グリーン熱証書 ・非化石熱由来 J- クレジット	・非化石電気由来国内クレジット ・非化石電気由来オフセット・クレジット ・認証済グリーン電力証書 ・非化石電気由来 J- クレジット ・非化石証書	その他我が国全体の非化石エネルギーへの転換に資するものとして適切であると認められる証書等

※ 非化石熱及び非化石電気を使用して温室効果ガスを削減したものに限る。例えば、J – クレジットの場合、工業プロセス(IN-001~005)、農業(AG-001~005)、廃棄物(WA-001~003)、森林(FO-001~003)の方法論によるプロジェクトは、省エネ法における非化石エネルギーのみなし使用量として報告することはできない。

2. 非化石エネルギーのみなし使用量の計算方法



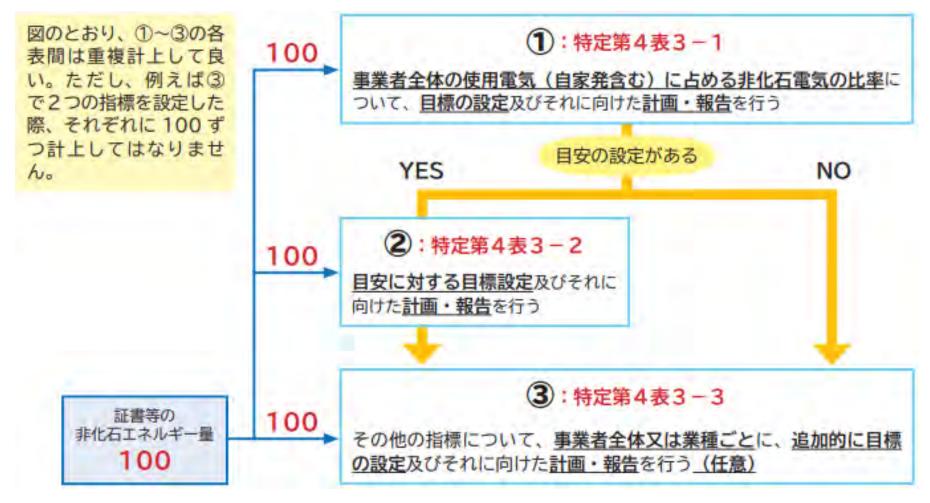
※1月1日~12月31日の発電に係るもの

- ※ 証書等のプロジェクトにおいて非化石燃料を使用している場合については、非化石熱として使用している場合には熱の非化石価値として、非化石電気として使用している場合には電気の非化石価値として、化石熱又は化石電気の置き換えに使用することができる。
- ※ 非化石証書については、電気事業者(電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者、同項第9号に規定する一般送配電事業者及び 同法第27条の19第1項に規定する登録特定送配電事業者)から供給された電気の使用量を非化石電気とみなすことができるが、当該化石電気の使用量を超えてみなし使用量を評価することはできない。

3. 報告に当たっての留意事項

- 証書等による非化石エネルギーのみなし使用量を報告する際には、無効化、償却又は移転等した証書等の根拠となる資料(無効化通知等)をPDF化し、EEGSによるオンライン提出(推奨)又は紙提出してください。
- 紙提出の場合には、定期報告書に同封してください。

(参考) 非化石転換の評価対象となる証書等②



- ※ ②において、複数の事業場や業種における非化石エネルギーのみなし使用量を計上する場合には、事業場や業種ごとのエネルギーの使用量によって、証書等によるみなし使用量を按分して分配すること。目安が設定されている業種Aと目安が設定されていない業種Bを営む事業者が、全体のエネルギー使用量のうち業種Aで6割、業種Bで4割を占めていた場合、100の非化石価値分の証書等した際にはそのうち60(100×0.6)を業種Aにおける非化石転換に使用することができる。
- ※ 定量目安が設定されている5業種8分野においては、証書等により化石電気を非化石電気に置き換えることができるほかに、セメント製造業においては、証書等による熱の非化石価値を、焼成工程における化石燃料を使用した際の熱の非化石熱への置き換えに使用することができる。また、高炉による製鉄業、洋紙製造業、板紙製造業、石油化学系基礎製品製造業、ソーダ工業においては、証書等による熱又は電気の非化石価値を、石炭の削減量として使用することができる。

電気の需要の最適化の措置:DR報告制度

- 大規模需要家による上げ・下げDRを促進する観点から、次の評価を行う。
 - **DR実績**の評価: 定期報告において、**DRの実施回数(日数)**を記入。
 - 電気需要最適化評価原単位での評価: 原単位(例:粗鋼1 t あたりのエネルギー使用量)の評価の際に、(再エネ出力抑制時のエネルギー量の係数(メガジュール/kWh)を低くし、需給逼迫時は逆に係数を高く設定することにより)DRに取り組むインセンティブとする。報告に当たっては、事業者自身で時間帯別の報告とするか、月別の報告とするか選択可能。また、計算ツールを用意する予定。

定期報告書におけるDR実施回数(日数)の記載(イメージ)

1-3 電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

Ħ

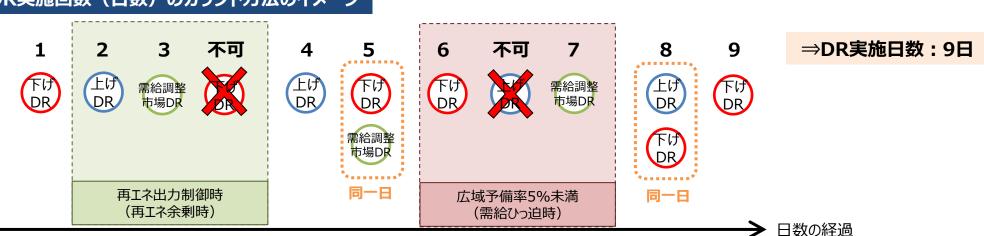
定期報告書における電気需要最適化評価原単位に係る電力使用量の記載(イメージ)

				,
n++=	i H -111-	NA AL	年度	
時	間帯	単位	(上)	用量
			数値	原油換算kl
	4月	千kWh		
	5月	千kWh		
月別			\bigcap	
	2月	千kWh		
	3月	千kWh		
	出力制御	千kWh		
	時間帯	KWII		
時間帯別	需給が厳しい			
	時間帯	千kWh		
	その他の時間帯	千kWh		

DR実施回数(日数)の報告の具体的方法

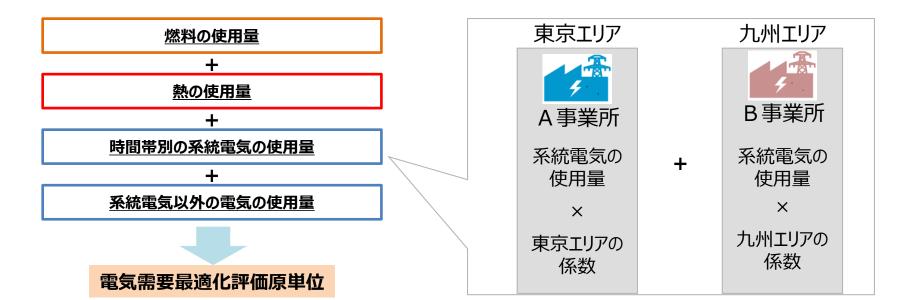
- 報告対象となるのは、契約している小売電気事業者等によるDR指令による実施回数及び事業者 自身が電気の需給状況を確認して自主的に行うDRの回数。
 - ▶ 小売電気事業者等によるDR指令による実施回数は、DRに失敗した場合もカウント可能。
 - ▶ 事業者自身が実施するDRの回数は、DRに成功した場合のみカウント可能。 DRに成功した場合とは、事業者の使用する電気のベースラインと比べて実際の需要が上回ったり、下回ったりすることを指す。 ベースラインの考え方は、「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」に準拠する。
- ただし、需給ひっ迫時の上げDRや出力制御時の下げDRといった逆向きのDRはカウント不可。
 - ▶ 事業者がDRの実施を意図せずに系統電気の使用量がベースラインを上回ったり下回ったりする場合にはカウント不可とする。
- DRを実施した日数の根拠となる資料は提出不要とするが、DR指令の実績や事業者が実施した社内発信や機器の運転状況、電力使用量のデータ等を事業者自身で保管すること。

DR実施回数(日数)のカウント方法のイメージ



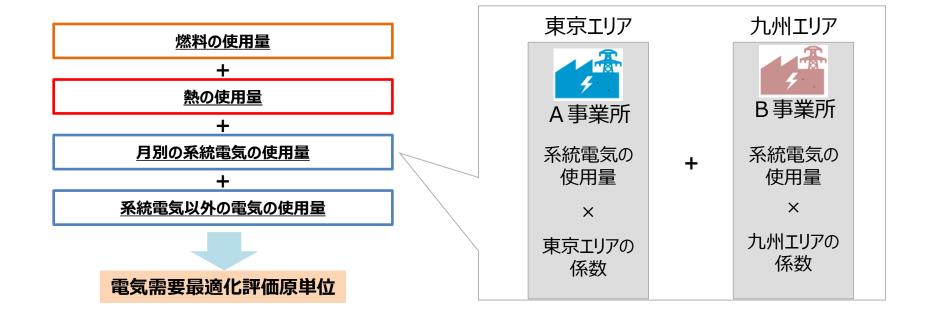
電気需要最適化評価原単位の報告の具体的方法①:時間帯別

- 30分単位又は60分単位で計測した系統電気の使用量に、エリア毎の「出力制御時間帯」、「需給が厳しい時間帯」、「その他の時間帯」の係数を乗じて電気の使用量を計算すること。
- 出力制御時間帯については、2日前に一般送配電事業者が出力制御が見込まれると公表した時点、需給が厳しい時間帯については、前日に電力広域的運営推進機関が一部の時間帯で広域予備率が5%未満となることが見込まれると公表した時点で係数を確定する。事業者にあっては、一般送配電事業者や電力広域的運営推進機関のHPを確認いただき、時間帯別の電気の使用量を検討いただきたい。(確定した係数は報告対象年度の翌年度4月下旬に資源エネルギー庁のHPで公表予定。)
- なお、各時間帯の係数はエリア毎に異なるため、エリアをまたいで複数事業所有する事業者に当たっては、事業所が属するエリア毎の電気の使用量に各エリアの係数を乗じて電気の使用量を計算していただきたい。



電気需要最適化評価原単位の報告の具体的方法②:月別

- 一月単位で計測した系統電気の使用量に、月毎の係数を乗じて電気の使用量を計算すること。
- 月別の係数については、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯、その他の時間帯の比重に応じて 資源エネルギー庁で係数を決定し、翌年度の4月下旬頃にHPで公表する予定。報告対象年度の 前年度の月毎の係数は毎年度4月下旬に公表予定であるため、これに基づいて月別の電気の使 用量を検討いただきたい。
- なお、月毎の係数はエリア毎に異なるため、エリアをまたいで複数事業所有する事業者に当たっては、 エリア毎の電気の使用量に各エリアの係数を乗じて電気の使用量を計算して下さい。



(参考) 改正省エネ法における3つの評価軸

		今回の法改コ	こによって発展
	(1)エネルギーの使用の 合理化	(2)非化石エネルギー への転換	(3)電気の需要の 最適化
評価対象	エネルギー消費原単位の改善	非化石エネルギーへの転換の状況 (セメント製造業の「キルンの非化石 率」等)	DR実施回数等
評価基準	年平均1%改善目標と 業種ごとのベンチマーク目標 (SABC評価)	業種別の非化石転換の目安 (「セメント製造業の28%」等)	今後、詳細検討。
取組が 不十分と 認められる 場合の措置	指導及び助言 合理化計画作成指示 合理化計画実施指示 合理化計画作成又は実施指示に 従わなかった場合の公表 合理化計画作成又は実施の指示に 従わなかった場合の命令	指導及び助言 勧告・公表	指導及び助言
罰則	〈以下の場合、50万円以下の罰金〉 ・定期報告をしない、又は虚偽の報告 ・立入検査を拒み、妨げ、又は忌避 〈以下の場合、100万円以下の罰金〉 ・合理化計画作成又は実施の指示 	告をした場合 した場合	なく従わなかった場合

(参考) 各措置における電気の一次換算係数について

下表のとおり、電気の種類によって各評価軸における補正の仕方が異なる。

	The same of the sa				欠換算係数(GJ/千 kWh)	
		電	気の種類		(a) エネルギーの使用の 合理化措置	(b) 非化石エネルギー への転換措置	(c) 電気の需要の最適化 措置
П			電気事業者	化石分	8.64	8.64 (化石カウント)	3.6 or 12.2 or 9.4
		自己託送以外	からの買電	非化石分	8.64	8.64 (非化石カウント)	3.6 or 12.2 or 9.4
			オフサイト	非化石 重み付けなし	3.6	8.64 (非化石カウント)	3.6 or 12.2 or 9.4
	系統電気		PPA	非化石 重み付けあり	3.6	8.64 × 1.2 (非化石カウント)	3.6 or 12.2 or 9.4
買電			非燃料由来	の非化石電気	3.6	8.64 × 1.2 (非化石カウント)	3.6
電		自己託送	LEDNIA	化石分	8.64	8.64 (化石カウント)	8.64
			上記以外	非化石分	8.64	8.64 (非化石カウント)	8.64
			非燃料由来の非化石電気		3.6	8.64 × 1.2	3.6
	自営 (他事業者力	自営線 也事業者からの供給)	LETIMA	化石分	8.64	8.64 (化石カウント)	8,64
		上記以外		非化石分	8.64	8.64 (非化石カウント)	8.64
				の非化石電気 PPA 含む)	3.6	8.64 × 1.2	3.6
自家発	自 直接使用・自営線 (自社内の供給含む)		上詞	以外	※投入した燃料・熱でカウント(非化石燃料は 0.8倍)	電気の非化石割合を指標とするとき→ 発電量に対して8.64 を掛けてカウントする。 上記以外を指標とする とき→ 投入した燃料・熱でカウントする。(ただしまして)	※投入した燃料・熱で カウント(非化石燃 料は 0.8 倍)

定期報告書及び中長期計画書の提出方法

● 定期報告書及び中長期計画書等の提出は原則としてEEGSを御利用ください。

●電子申請のメリット

- オンラインによる定期報告の提出は、郵送等による紙媒体での提出より便利。複数の提出先に対する印刷と郵送が不要で、システムを介した再提出も可能。
- 2022年度から定期報告書・中長期計画書等の作成と提出を一体的に行える電子報告システム「EEGS(イーグス)」の運用を開始。
- オンラインによる提出を行うためには、事前に「電子情報処理組織使用届出書」の提出が必要。

● EEGS利用のメリット

報告書提出に伴う作業の低減	システム上で報告書提出が完了するため、紙での提出は不要 省エネ法・温対法・フロン法における各種報告の一元管理が可能
算定精度の向上	システム上で入力値の自動チェックが可能なため、事業所管省庁からの差戻し回数が減少
過年度報告内容の確認	過去に提出した報告書の内容を確認でき、過年度の報告内容を参照しつつ今 年度の報告書を作成可能
報告書処理状況の確認	提出した報告書の省庁での処理状況 (提出、受理、差戻し等) がシステム上で 確認可能

「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム(EEGS)」は、省エネ法・温対法・フロン法の同時報告及び温室効果ガス排出に関する情報の統合管理を可能とするシステムです。 報告手続の効率化の観点から、定期報告書等の提出は原則としてEEGSを御利用いただきますようお願いいたします。

<目次>

1. 改正省工ネ法

2. 省工ネ補助金等

3. 任意開示制度

4. 関連リンク

省エネ支援策パッケージ

1. 省エネ補助金の抜本強化 【500億円】【国庫債務負担行為の後年度分含め1,625億円】

● **省エネ設備投資補助金において、複数年の投資計画に切れ目なく対応できる新たな仕組みを創設する**ことで、エネルギー 価格高騰に苦しむ**中小企業等の潜在的な省エネ投資需要を掘り起こす**。

2. 省エネ診断の拡充 【20億円】

- 工場・ビル等の**省エネ診断の実施やそれを踏まえた運用改善等の提案にかかる費用を補助**することで、**中小企業等の省工 ネを強力に推進**する。
- また、**省エネ診断を行う実施団体・企業を増加させ、専門人材育成も兼ねた研修を行う**ことで、省エネ診断の拡充を図る。
- ※ 中小企業向け補助金(ものづくり補助金)についても、省エネ対策を推進するためグリーン枠を強化。

3. 新たな住宅省エネ化支援 【約2,800億円※新築を含む】

- 家庭で最大のエネルギー消費源である給湯器の高効率化(300億)や、省エネ効果の高い住宅の断熱窓への改修に経産省・環境省事業(1,000億)で手厚く支援。国交省の省エネ化支援(新築を含めて1,500億)と併せて、3省庁連携でワンストップ対応を行う。
- ※ 全国各地の自治体で実施されている「省エネ家電買い換え支援」を拡大すべく、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援 地方交付金」(6,000億円)において、メニューの一つとして措置。
- ※ 冬に向けた省エネ・節電の取組として、対価支払型の「節電プログラム」に参加し、一層の省エネ・節電に取り組んだ家庭や企業 に対して、電力会社による特典に、国による特典を上乗せする等の支援を行う。(令和4年度予備費予算額:1,784億円)

省エネ補助金の抜本強化

【令和4年度第2次補正予算額:500億円】 【国庫債務負担行為の後年度分含め1,625億円】

- 工場等での省エネを促進するため、非化石エネルギーへの転換に資する設備も含め、省エネ性能の高い設 備・機器への更新を支援。
- 企業の複数年にわたる投資計画に対応する形で今後3年間で集中的に支援し、特に中小企業の潜在的 な投資需要を掘り起こす。
- 2次公募は**5月25日(木)から6月30日(金)**まで。交付決定は**8月下旬**を予定している。

	事業区分		B オーダーメイド型事業	ⓒ 指定設備導入事業	① エネルギー需要最適化 対策事業	
	事業要件	外部審査委員会において、以下の先進性 が認められた設備・システムを支援。 ①導入ボテンシャル ②技術の先進性(非化石転換等) ③省エネ効果	機械設計が伴う設備又は事業者の使用目 的や用途に合わせて設計・製造する設備 等(オーダーメイド型設備)の導入を支援。	予め定めたエネルギー消費効率等の基準 を満たし、 補助対象設備として登録及び 公表した指定設備を導入する事業。	事前登録されたエネマネ事業者と「エネルギー管理支援サービス」を契約し、EMSを用いてエネルギー使用量を計測することで、より効果的に省エネルギー化及びエネルギー需要最適化を図る事業。	
	エネルギー 効果の要件* ¹	申請単位において、原油換算量ベースで以下いずれかの要件を満たす事業 ①省エネ率+非化石割合増加率:30%以上 ②省エネ量+非化石使用量:1,000kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率:15%以上 (注) ※複数の対象設備(③⑥⑥)を組み合わせて申請する場合、各設備の省エネ効果の合算値で上記要件を満たすこと ※非化石転換の場合も増エネ設備は認めないこととする。	申請単位において、原油換算量ベースで以下いずれかの要件を満たす事業 ①省エネ率+非化石割合増加率:10%以上 ②省エネ量+非化石使用量:700kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率:7%以上 (注) ※複数の対象設備(@(@(@)(@)) を組み合わせて申請する場合、各設備の省エネ効果の合算値で上記要件を満たすこと ※非化石転換の場合も増エネ設備は認めないこととする。	予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たす設備を導入すること 〈ユーティリティ設備〉 ①高効率空調 ⑥低炭素工業炉 ②産業ヒートポンプ ⑦変圧器 ③業務用給湯器 ®冷凍冷蔵設備 ④高性能ポイラ ⑨産業用モータ ⑤高効率コージェネレーション⑩調光制御設備 〈生産設備〉 ⑪工作機械 ⑭印刷機械 ⑫ブラスチック加工機械 ⑤ダイカストマシン ⑬プレス機械	申請単位で、「EMSの制御効果と省工 ネ診断等による運用改善効果」により、 原油換算量ベースで省エネルギー率 2% 以上を満たす事業	
補	助対象経費	設備費、設計費、工事費	設備費、設計費、工事費	設備費	設備費、設計費、工事費	
補助	**2 中小企業者等	2/3以内	1/2以内 ※投資回収年数7年末満の事業は1/3以内	4 / 2 NJ ch	1/2以内	
率	大企業、その他	1/2以内	1/3以内 内 **投資回収年数7年未満の事業は1/4以内		1/3以内	
補	· 助金限度額 (非化石)	【上限額】15億円/年度 (20億円/年度) 【下限額】100万円/年度 ※複数年度事業の1事業当たりの上限額は30億円(40億円)	【上限額】15億円/年度 (20億円/年度) 【下限額】100万円/年度 ※複数年度事業の1事業当たりの上限額は20億円(30億円) ※連携事業は30億円 (40億円)	【上限額】1億円/年度 【下限額】30万円/年度 ※複数年度事業は認められない	【上限額】1億円/年度 【下限額】100万円/年度 ※複数年度事業の1事業当たりの上限額は、1億円 25	
※補助	金限度額等については	執行団体と協議の上決定するものとする。				

(参考) これまでの省エネ補助金からの変更点

新たな 制度

複数年度事業(国庫債務負担行為分)活用のご案内

従来の省エネ補助金では、投資・事業計画が複数年にわたる複数年度事業は、年度の切れ目に 3か月、事業実施ができない期間が発生していました。

本事業では、総合経済対策を踏まえ、国庫債務負担行為を活用し、複数年の投資・事業計画に切れ目なく対応できる新たな制度として、複数年度事業を支援します。

	2023年度(1年度目)		2024年度(2年度目)		
	2024年 ~1月	2024年 2月~3月	2024年 4月	2024年 2025年 5月 ~ 1月	2025年 2月~3月
【参考】 過去の 複数年度 事業	事業完了日	年度の切れ目に		F付決定日 事業 デ	完了日
新たな 複数年度 事業		2月~4月に事業	が実施できます。	事業	記日

(参考)2022年度第2次補正予算による省エネ診断事業

令和4年度補正予算 中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業費補助金

中小企業の皆様

『エネルギーコスト削減』 お困りではありませんか?

「省エネ診断」がオススメです 🔎



「省エネ診断」とは?

省エネルギーの専門家が直接診断

中小企業等の工場・ビル等のエネルギー管理状況の診断を実施し、設備・機器 の運用改善や設備投資の提案を行い、エネルギーコスト削減に協力します。

省エネ提案事例

給湯循環ポンプの運用改善

コンプレッサの吐出圧力低減

照明設備のLED化

▲約28万円/年 ▲約170万円/年

▲約49万円/年

※省エネ効果は事業所ごとに異なります。
※設備投資には別途費用がかかります。

■ 料金 (診断プラン)

設	備単位プラ	×	料金(税込)	備考
空調設備 照明設備 ポイラ・ 給湯器			※最大2設備まで組合せ可能です。	
工業炉	受変電 設備	冷凍冷蔵 設備	各設備	
コンプ 生産設備		デマンド	¥5,280	《料金の計算例》 空調設備+照明設備を選択した場合 →¥5,280×2設備=¥10,560
	排水・排水処		최소 (광 업)	推製
-	排水・排水処		料金(税込)	備考
ŧ		>	料金(税込)	備考
ŧ	るっとプラ	ν	料金(税込)	備考 ※いずれか一つのプランを選択のうえ、お申込ください ※一プラン、原則 3 設備となります。

■ 診断を受けられる事業者

以下のいずれかに該当する事業者であること

- 中小企業基本法に定める中小企業者
- 会社法上の会社に該当せず、前年度もしくは直近1年間のエネルギー使用量 (原油換算値) が1,500k | 未満の事業所

■ 省エネ診断のメリット



一費用0円での

コスト削減も可能一

> 設備、機器の最適な

> 温度、照度等の設定

使い方の提案



メリットの

- 短時間でニーズに 応じた診断が可能一

- エネルギーコストが 気になる設備から短 時間で診断可能

※1設備のみの診断も可能です。

値の適正化 ※診断費用はかかります。

一省エネ取組の 立案支援一

各設備のエネルギー 使用量を把握するこ とで、コスト意識の 醸成や設備更新の判 断材料とすることが

■ 診断の流れ









本事業の詳細と、診断の申込は特設WEBサイトから!

https://shoeneshindan.ip/guide/



▼本事業のお問い合わせ先はこちら

▼登録診断機関のお問い合わせ先はこちら

0570-010-151

[P電話用専用] 042-204-1609

受付牌部 : 10:00~12:00 13:00~17:00 (土日祝日を除く)

(参考) 鋳鉄品製造会社の省エネ診断事例

●エネルギー使用量の変化

	原油換算(kl/年)
改善前	3,620
改善後	3,341

1,819万円/年の 削減効果

省エネ率8%

●エネルギー使用状況の変化

	電力 (千kWh/年)	A重油 (kL/年)
改善前	13,200	190
改善後	12,127	187

●提案事項

運用改善

吐出圧力の低減

吸気フィルタの清掃

エア漏れの点検修理

溶解炉の蓋閉による放熱低減

焼鈍炉の空気比適正化

管理強化によるデマンド低減

設備投資

空圧機器の設定圧力適正化、エア風量の適正化

ファン・ポンプ類へのインバータ導入

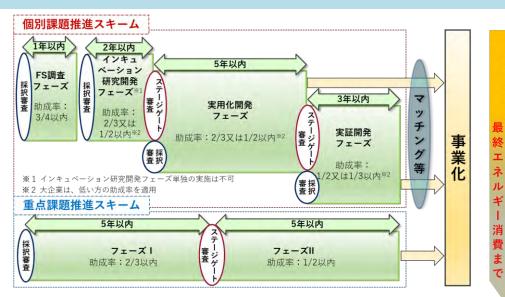
高効率・長寿命照明への更新

高効率変圧器への更新

お金のかからない運用改善だけでも880万円/年の削減効果

脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム

「省エネルギー技術戦略」において重点的に取り組むべき分野として特定した「重要技術」を中心に、2040年度に高い省エネルギー効果が見込まれる技術開発を支援し、省エネルギー型経済社会の構築及び産業競争力の強化をめざすプログラムです。



		個別課題推進スキーム					
	FS調査	インキュベーション 研究開発	実用化開発	実証開発	重点課題推進 スキーム		
概要	シーズの事業性検討、 開発シナリオ策定や 省エネルギー効果の 検討等を行うための 事前調査。	技術シーズを活用し、 開発・導入シナリオ の策定等を行う。 実用化開発・実証開 発の事前研究。	保有している技術・ ノウハウ等をベース とした応用技術開発。 本開発終了後3年以 内に製品化を目指す。	実証データを取得す るなど、事業化を阻 害している要因を克 服し、本開発終了後 2年以内に製品化を 目指す。	2050年を見据え、業界の共通 課題及び異業種に跨る課題の 解決に繋げる革新的な技術開発等、複数の事業者が連携・ 協力して取り組むべきテーマ を設定し、技術開発を行う。		
技術 開発費 上限 ^{※1}	1千万円/件・年 助成率: 3/4以内	2千万円/件・年 助成率: 2/3又は1/2以内	3億円/件・年 助成率: 2/3又は1/2以内	5億円/件・年 助成率: 1/2又は1/3以内	10億円/件・年 フェーズI、フェーズII 助成率:2/3、1/2以内		
事業 期間	1年以内	2年以内	5年以内 当初交付期間※2 2年 又は3年	3年以内 当初交付期間※22年	5年以内+5年以内 当初交付期間*2 3年		
備考		・実用化、実証との <u>組み合わせ必須</u> ・大企業 ^{※3} は、 <u>低</u> <u>い助成率</u> を適用	・ <u>費用対効果</u> の考えだ ・大企業 ^{※3} は、 <u>低い</u>		・フェーズII以降、 低い助成率を適用 ・助成先に <u>2社以上の企業</u> 参 画必須 ・ <u>成果の普及を促す組織、団</u> 体等の参画必須		



制度概要

事業種別	助成事業(技術開発費 = NEDO助成費(税抜) + 実施者負担)
対象技術	「重要技術」を中心とする、「省エネ法」に定められたエネルギー*(燃料、熱、電気)の 国内消費量 を削減する技術開発 ※省エネ法改正(23年4月施行)を受けて、本事業での省エネの対象となる エネルギーの一部見直しが行われております
対象事業者	日本国内に研究開発拠点を有している企業、大学等の法人 ※大学等の単独提案は不可
省エネルギー 効果量	2040年度時点において、 日本国内で10万kL/年以上(原油換算)

お問合せ、ご提案に向けたご相談等、広く受け付けております。 お気軽に下記メールアドレスまでご連絡ください。

NEDO省エネルギー部事務局

e-mail: shouene@nedo.go.jp

<目次>

1. 改正省工ネ法

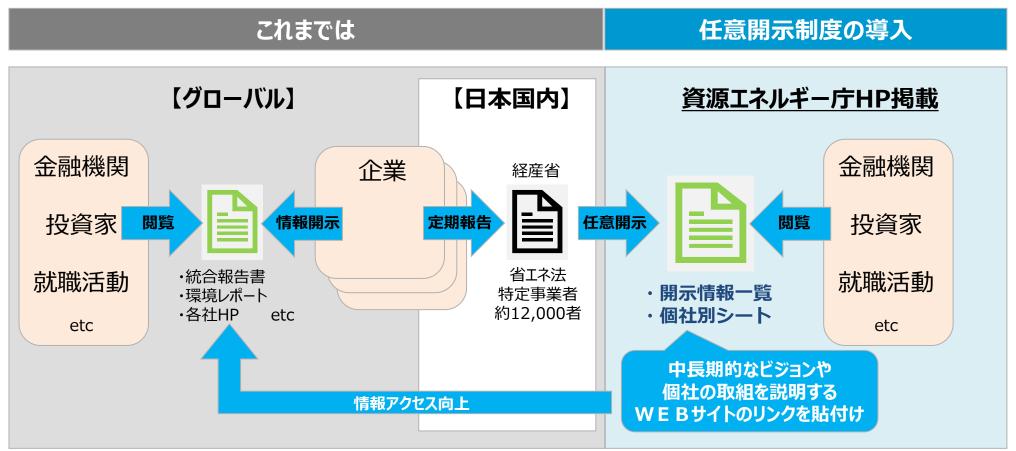
2. 省工ネ補助金等

3. 任意開示制度

4. 関連リンク

任意開示制度について

- ESG投資が拡大する中で、企業毎の情報開示が進展している。
- 省工ネ法の定期報告書の情報を任意で開示できる枠組みを提供することで、企業は既にある報告書ベースのため負担感なく参画でき、投資家など読み手においては一覧性を持って評価しやすくするツールとして有効活用が期待できる。



任意開示の対象とする情報項目

● 2022年11月の省エネルギー小委員会及び同年12月の工場等判断基準WGにて 議論を行い、**開示の対象とする項目**等について以下のとおり選定した。

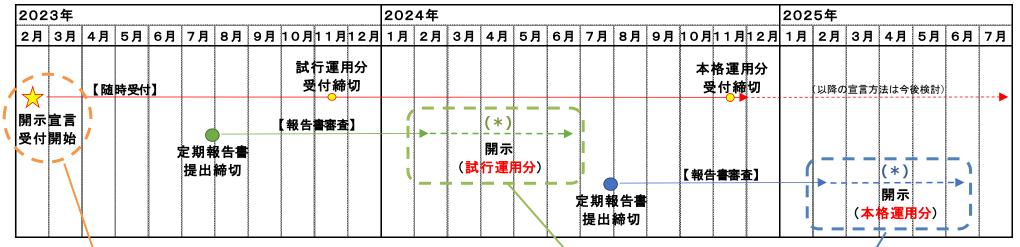
【開示の対象とする項目】 (※) は選択開示項目。その他は、開示に同意した事業者が共通で開示する項目。

	法人名		Jクレジット等の非化石価値(※)
	法人名(英字)		電気の非化石転換に関する目標・報告
	証券コード	 非化石エネルギーへの転換	目安設定業種における非化石転換に関する目標・報告
	法人番号	に関する情報	その他任意に設定する非化石転換に関する目標・報告(※)
事業者の基本情報	主たる事業・細分類番号		非化石エネルギーへの転換に関する指標の状況が 改善しなかった理由(※)
	エネルギー管理統括者の役職・氏名		非化石エネルギーへの転換に関するその他の取組(※)
	エネルギー総使用量		DR実施日数(※)
	非化石エネルギー総使用量(※)		直近5年度間の電気需要最適化原単位(※)
	前年度エネルギー総使用量	電気の需要の最適化 に関する情報	5年度間平均電気需要最適化原単位変化(※)
	直近5年度間のエネルギー消費原単位		電気需要最適化原単位が改善しなかった理由等(※)
	5年度間平均エネルギー消費原単位変化		電気の需要の最適化に資するその他の取組(※)
エネルギーの使用の合理化	原単位が改善しなかった理由等(※)		温室効果ガス排出量
に関する情報	ベンチマーク指標の状況	温対法関連情報	調整後温室効果ガス排出量
	ベンチマーク指標の算出に当たる参考情報(※)		Jクレジット等の認証排出削減量(※)
	エネルギーの使用の合理化に関するその他の取組(※)		

開示スケジュール

- 2024年度報告(2023年度実績)分の本格運用に先立ち、2023年度報告 (2022年度実績)分から試行運用を行う。
- <u>試行運用においては</u>、本格運用に向けた集計等作業の確認も兼ねて、<u>東証プライム</u>上場企業(約1,800社)に対象を限定することとしてはどうか。

【開示スケジュール】※イメージ



東証プライム上場企業:試行運用~

2023年度報告(2022年度実績)分に関する開示宣言

その他企業:本格運用~

2024年度報告(2023年度実績)分に関する開示宣言

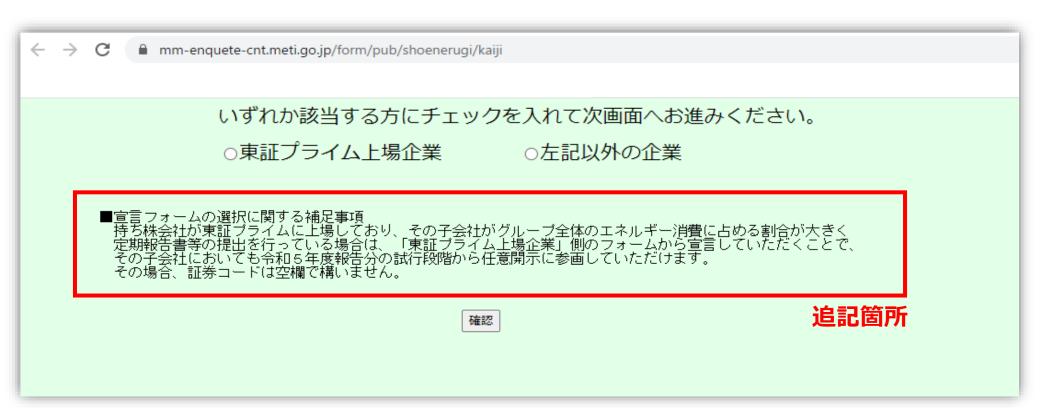
開示宣言を行った東証プライム上場企業分のみ を試行的に開示。

※現行法に基づく定期報告書の情報

開示宣言を行った全企業の情報を開示。 ※**改正法に基づく定期報告書**の情報

開示スケジュール(補足)

- 持ち株会社が東証プライムに上場しており、その子会社が定期報告書等を提出が行っている場合においても、令和5年度報告分の試行段階から任意開示に参画可能(※)
 - ※宣言フォームを6月初旬に改修予定



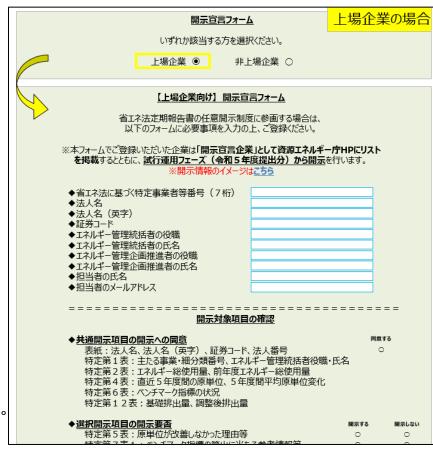
<u>図. 宣言フォームの改修イメージ</u>

任意開示制度への参画方法

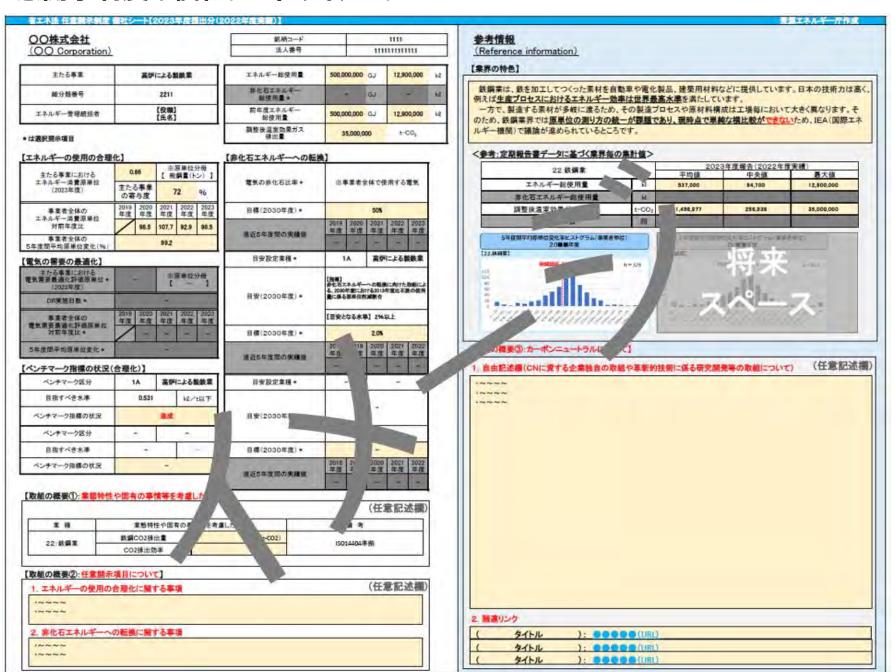
- 任意開示制度に参画する企業は、資源エネルギー庁HPに公開する「任意開示宣言フォーム」から宣言を行う。
- フォームから宣言を行った企業を国において確認し、当該企業の開示情報を開示フォーマットに集計する。
- 宣言を行った企業については**リスト化して資源エネルギー庁ホームページで公表**するとともに、**補助金申請の 際に加点等を行う**こととする。



※宣言フォームにより登録を行うと、開示内容を確認する自動返信メールが送信される。 補助金申請時にその写しを提出することで、加点等を実施する仕組みを検討。



任意開示制度の個社シートのイメージ



<目次>

1. 改正省工ネ法

2. 省工ネ補助金等

3. 任意開示制度

4. 関連リンク

関連リンク

• 改正省エネ法

- <u>省エネ法の手引き(工場・事業場編)</u>

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/media/data/shoene_tebiki_01.pdf

定期報告書・中長期計画書記入要領

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/

- <u>省エネ法ヘルプデスク</u> (<mark>質問フォーム</mark> 又は **0570-000-897** までお問い合わせください。)

https://www.eccj.or.jp/helpdesk/

● 補助金

一令和4年度補正予算省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業

https://sii.or.jp/senshin04r/overview2.html

- <u>令和4年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業</u>

https://sii.or.jp/shitei04r/overview2.html

4 省エネルギー診断

https://shoeneshindan.jp/

● 任意開示制度

- 省エネ法の定期報告情報の任意開示制度の宣言フォームを公開しました (METI/経済産業省)

https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230303003/20230303003.html